③　更なる改善された技術提案に対する設計数量の提出　平成23年12月19日から平成23年12月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、平成23年12月19日から平成23年12月26日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、９時15分から18時00分までに上記５⑴へ持参すること。

④　改善された技術提案に対する見積書の提出　競争参加資格があると通知された後から平成24年１月26日までに５⑴に郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　平成24年１月23日から平成24年２月20日まで　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課　電話048―601―3151㈹　郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成24年２月20日12時00分。

②　持参による入札の受領期限は、平成24年２月20日12時00分　関東地方整備局総務部契約課にて入札すること。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成24年２月20日12時00分　郵送先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成24年２月21日13時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

６　その他

⑴～⑽、⑮、⑯　第１号５⑴～⑷、⑹、⑻～⑿、⑰、⑱に同じ

⑾　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑿　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行う。

⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⒁　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴②に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体又は異工種建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記５⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

７　Summary

⑴、⑵、⑹　The same with notice above (No. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Route 357 odaibachuo contact bridge.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 26 September 2011.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 20 February 2012 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 20 February 2012).

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年８月25日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

１　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央環状品川線トンネル換気付帯設備工事

⑶　工事場所　東京都品川区八潮一丁目地先他３箇所

⑷　工事内容　下記の内容を構成する低濃度脱硝設備の新設工事

①　低濃度脱硝装置

②　電気集塵機

③　データ計測設備

④　データ管理システム

⑤　総合試運転調整

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月10日まで

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受け付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の適用工事である。

②　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（性能、系統及び設置空間）の変更を伴わない範囲とする。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における機械器具設置工事に係る競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における機械器具設置工事に係る競争参加資格の再認定）を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。

⑶　平成13年度以降に、単体又は共同企業体として、道路トンネルの低濃度脱硝装置の完工した実績かつ道路トンネルの電気集塵機を完工した実績を有し、又は、道路トンネルの低濃度脱硝装置の実験実績かつ道路トンネルの電気集塵機を完工した実績を有すること。ただし、次に掲げる①、②の要件を満たすものに限る。なお、低濃度脱硝装置及び電気集塵機の実績は、自ら製作及び調整し、あわせて据え付けた工事であること。また、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

①　単体及び共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げるア～イのいずれかの完工した実績若しくは実験実績を有すること。

ア　道路トンネルの低濃度脱硝装置を完工した実績。なお、首都高速道路株式会社が発注した工事以外の工事を完工した実績とする場合は、低濃度脱硝設備として年間を通じて5,000時間以上の運用実績を有するものとする。

イ　実際の道路トンネル内交通から排出されたガス（以下「実ガス」という。）による5,000時間以上の実験実績（国土交通省が平成８年度から行った「道路トンネルに係る低濃度脱硝技術に関する新たなパイロットスケール実験」の実験実績でも可とする。）。

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる完工した実績を有すること。

道路トンネルの電気集塵機を完工した実績。

⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成24年１月４日（水）を予定している。

①　主任技術者については、ア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する技術者のうち、機械器具設置工事業に係わる技術者で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とする者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（機械部門）」という。）

ウ　イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者